

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	2026 年著作権法改正の国会論議 ーレコード演奏・伝達権の創設に向けた課題ー
著者 / 所属	鈴木 健太 / 文教科学委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	106-120
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

2026年著作権法改正の国会論議

— レコード演奏・伝達権の創設に向けた課題 —

鈴木 健太

(文教科学委員会調査室)

1. はじめに
2. 改正案の提出経緯
3. 改正案の概要
4. 主な国会論議
5. おわりに

1. はじめに¹

第221回国会（特別会）においては、商業用レコード²が公に再生³又は伝達⁴された場合に実演家⁵及びレコード製作者⁶が二次使用料を受ける権利である「レコード演奏・伝達権」を創設する「著作権法の一部を改正する法律案」（閣法第62号。以下「改正案」という。）が2026年5月15日に政府から提出され、委員会審査を経て⁷、6月17日の参議院本会議において可決、成立した（同月24日公布。施行日は公布から3年以内の政令で定める日⁸）。

本稿では、改正案の提出経緯及び内容を概観した上で、主な国会論議を紹介する。

¹ 本稿は2026年6月30日までの情報を基に執筆している（インターネット情報への最終アクセス日も同日）。

² 著作権法において「レコード」は、蓄音機用音盤、録音テープその他の物に音を固定したものと定義され、アナログ・レコードに限らず、広く録音物に収録された音を指す。また、「商業用レコード」は、市販の目的をもって製作されるレコードの複製物と定義される。

³ 商業用レコードを公衆（不特定の者のほか特定かつ多数の者を含む。）に聴かせることを目的として再生する行為を指し、例えば店舗等でBGMを流す行為等が該当する。

⁴ 放送・有線放送、インターネット等により公衆に対して送信（以下「公衆送信」という。）される商業用レコードを、受信装置を用いて公衆に聴かせる行為を指し、例えば店舗等でラジオを流す行為等が該当する。

⁵ 著作権法において「実演家」は、俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者と定義される。

⁶ 著作権法において「レコード製作者」は、レコードに固定されている音を最初に固定した者と定義される。

⁷ 衆議院文部科学委員会には5月28日に付託され、29日に趣旨説明の聴取、6月3日に質疑及び採決が行われ、附帯決議が付された。同月4日の衆議院本会議において可決、参議院に送付された後、参議院文教科学委員会には10日に付託され、11日に趣旨説明の聴取、16日に質疑及び採決が行われ、附帯決議が付された。

⁸ ただし、準備行為等の経過措置については公布の日から施行する。

2. 改正案の提出経緯

(1) 現状及び背景

現在、我が国において、音楽の著作物が録音された商業用レコードを公に再生又は伝達しようとする場合は、原則として演奏権等の権利が設けられている著作権者の許諾を得て対価を支払う必要がある⁹（JASRACの使用料規程における主な利用区分等は図表1参照）。その一方で、実演家及びレコード製作者にはレコード演奏・伝達権が設けられていないため、その許諾を得る必要も対価を支払う必要もない。

レコード演奏・伝達権は、国際条約¹⁰において導入が求められているが、我が国や米国¹¹は導入を求める規定に留保を行っている。このため、レコード演奏・伝達権が導入されている諸外国で商業用レコードが公に再生又は伝達された場合でも、相互主義に基づき、我が国の実演家及びレコード製作者はその対価を得ることができない。

図表1 JASRACの使用料規程における主な利用区分等

区分等	概要
催物	レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等、音楽が重要な要素となる催物における演奏
競技	体操競技、フィギュアスケート、ダンス競技会等、演技に伴って音楽を用いる競技における演奏
芸能	演劇、漫才、奇術、演芸その他の芸能の催物における演奏
スポーツ	野球、競馬、アメリカンフットボール、バスケットボール、サッカー、テニス等各種のスポーツの催物における演奏
カラオケ	カラオケ施設における演奏等
ダンス教授	客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業と共に著作物を演奏等する場合
フィットネスクラブ	フィットネスクラブにおいて、運動の指導又は管理と共に演奏等により著作物を利用する場合
BGM	著作物を背景音楽（BGM）として利用する場合

（出所）JASRAC「使用料規程」より筆者作成

1970年の全面改正前の旧著作権法の下では、録音された音楽の著作物は、出所を明示すれば放送や興行において自由に使うことができた。著作権者の権利については、1970年の全面改正により認められた¹²が、実演家及びレコード製作者については、レコード演奏・伝達権を導入した場合の社会的影響の大きさや、導入を求める国際条約の当時の締結国が10か国程度に留まっていた¹³こと等の事情に鑑み、当分の間、放送・有線放送のみに限定して

⁹ 多くの場合は、著作権者から権利の委託を受け、一般社団法人日本音楽著作権協会（以下「JASRAC」という。）等の音楽著作権管理事業者が利用許諾を行い、使用料を徴収している。

¹⁰ 1961年に採択された「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」（ローマ条約）及び1996年に採択された「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」（WPPT）。

¹¹ 米国では、一定の要件を満たした録音物は実演家及びレコード製作者の著作物とされ、国際条約とは異なる権利が設けられている。

¹² ただし、1999年の著作権法改正までは、経過措置として、放送・有線放送での利用のほかには、音楽喫茶等の特定業種での利用に対してのみ認められた。

¹³ 現在、レコード演奏・伝達権は、部分的な導入も含めると142か国・地域で導入されており、経済協力開発機構（OECD）加盟の38か国では、我が国と米国を除く36か国において導入済みとなっている。

二次使用料を受ける権利¹⁴を設けることとし、その他は将来の国際的な動向も踏まえて再検討することが適当とされた¹⁵。

（２）政府における検討

政府は、2025年6月3日の知的財産戦略本部会合において「知的財産推進計画2025」を決定し、「アーティストの海外展開を後押しするため、レコード演奏・伝達権の導入について、関係者の合意形成の見通しや法制的な枠組み等を含めた在り方を議論し、早期に結論を得る」とした。また、同月13日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても、「レコード演奏・伝達権の導入について、早期に結論を得る」とした。

2025年度に文化審議会著作権分科会の下に設置された政策小委員会では、レコード演奏・伝達権について重点的に議論を行うこととされた¹⁶。2026年3月4日、同小委員会は、レコード演奏・伝達権を導入する場合の法制度のイメージ等を示した報告書をまとめ、12日には、その内容を含む報告書（以下「分科会報告書」という。）が著作権分科会において取りまとめられた。

3. 改正案の概要

（１）レコード演奏・伝達権の創設

改正案では、商業用レコード（送信可能化されたレコード¹⁷を含むものとされている。）が①公に再生された場合又は②公に伝達された場合に、実演家及びレコード製作者がそれぞれ二次使用料を受ける権利を創設するとされている。

①に関しては、実演が録音されている商業用レコードを用いてその実演を公に再生した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードを用いてそのレコードに係る音を公に再生した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないとされている。また、②に関しては、商業用レコードに録音されている実演のうち公衆送信されるものを、受信装置を用いて公に伝達した者は、当該実演に係る実演家に対し、また、商業用レコードに係る音のうち公衆送信されるものを、受信装置を用いて公に伝達した者は、そのレコードに係るレコード製作者に対し、それぞれ二次使用料を支払わなければならないとされている。

¹⁴ 商業用レコードが放送・有線放送において利用された場合に二次使用料を受ける権利。なお、同権利は行使に当たって指定団体制（後述3.（2）参照）が採られており、実演家については公益社団法人日本芸能実演家団体協議会が、レコード製作者については一般社団法人日本レコード協会が指定されている。

¹⁵ 著作権制度審議会第五小委員会審議結果報告（1965.5）

¹⁶ 著作権分科会においては、2025年度以前にもレコード演奏・伝達権についての議論がなされており、2023年度には、店舗等における音楽の利用について個々の店舗での音楽の利用実態、店舗等における音楽の利用に対価を求めることに関する社会的な理解、国際的な著作権制度との調和等を踏まえて検討する必要性が確認された。また、2024年度には、社会的な理解の醸成、円滑な徴収体制等に関する検討の状況を注視しつつ、これらの課題への解決策について一定の見通しが立った場合には、2025年度以降、本格的に議論を深めることが確認された。

¹⁷ インターネットを通じてサーバーにアップロード等され、受信者からのアクセスがあり次第、送信され得る状態に置かれたレコード。ダウンロード配信やストリーミング配信される音源等が該当する。

①及び②のいずれの権利も、実演家及びレコード製作者の許諾を得る必要はない報酬請求権として設けることとされており、差止請求が認められるものとはされていない¹⁸。これらの権利の保護期間は、実演家及びレコード製作者の他の権利の保護期間（それぞれ実演後70年、レコード発行等の後70年）と同一とされている。

①及び②の権利には、著作権者の権利と同様の制限¹⁹を課すとして、①に関しては、営利を目的とせず、かつ、聴衆・観衆から料金を受けずに公に再生した場合において、②に関しては、放送・有線放送等²⁰されるものを、営利を目的とせず、かつ、聴衆・観衆から料金を受けずに公に伝達した場合のほか、営利を目的としても、放送・有線放送等されるものを通常の家庭用受信装置を用いて公に伝達した場合に、それぞれ適用しないとされている。加えて、①及び②のいずれに関しても、実演家及びレコード製作者の他の権利に準用される権利制限規定²¹により公に再生又は伝達した場合には適用しないとされている。

（２）レコード演奏・伝達権に係る指定団体制の創設

二次使用料を受ける権利は、実演及びレコードが利用された個々の実演家及びレコード製作者の権利とされているが、改正案では、これらの権利は、国内において実演を業とする者又は商業用レコードの製作を業とする者の相当数を構成員とする団体でその同意を得て文化庁長官が指定する「指定団体」があるときは、指定団体によってのみ行使することができるとされている（指定団体制）。指定団体は、権利者から申込みがあったときは、その者のためにその権利を行使することを拒んではならないとされている。

指定団体は、①文化庁長官が定める基準に従い定める利用区分ごとの二次使用料の額、②実施の日及び③その他文化庁長官が定める事項を記載した二次使用料規程を策定し、文化庁長官に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされている。二次使用料規程の策定プロセスの概要は図表２のとおりである。

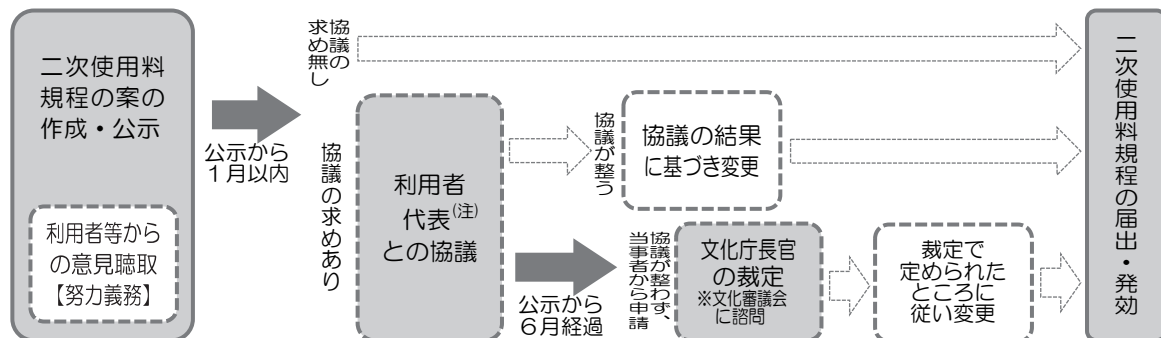
¹⁸ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026.6.16）

¹⁹ 著作権法第38条の権利制限規定により、営利を目的とせず、かつ、聴衆・観衆から料金を受けない場合には、著作権者の許諾なく、著作物を公に演奏すること（演奏する者に報酬が支払われる場合を除く。）や放送・有線放送等される著作物を公に伝達することができるとされており、学校の学芸会、市民グループの発表会、公民館での上映会等が典型例として挙げられる。また、営利を目的としても、放送・有線放送等される著作物を、通常家庭用受信装置を用いて公に伝達する場合には著作権者の許諾は不要とされており、飲食店等において家庭用のラジオやテレビを用いる場合が典型例として挙げられる。

²⁰ 放送同時配信等のほか、IPマルチキャスト放送（有線放送とほぼ同様のサービスであるが、通信回線の一部に用いる点で有線放送とは仕組みが異なる。）等による同時再送信も権利制限の対象とされている。

²¹ ①に関しては、付随対象著作物の利用（著作権法第30条の2）、検討の過程における利用（第30条の3）、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（第30条の4）、引用（第32条第1項）、教科書等の使用に伴う利用（第33条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）、教科用拡大図書等の使用に伴う利用（第33条の2第2項）、時事の事件の報道のための利用（第41条）、情報公開法等に基づく開示等のための利用（第42条の3）、公文書管理法等に基づく提供等のための利用（第42条の4第2項）、屋外設置の美術品・建築物の利用（第46条）、電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の4）、電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用（第47条の5第1項）に係る権利制限規定が準用される。また、②に関しては、上記に加え、国立国会図書館からインターネット送信された絶版等資料の公の伝達（第31条第7項第2号又は第9項第2号）、学校その他の教育機関における公の伝達（第35条第1項）、裁判手続等における公の伝達（第41条の2第2項）、立法又は行政のための内部資料としての公の伝達（第42条）、特許審査・薬事に関する事項等の行政手続のための公の伝達（第42条の2第2項）に係る権利制限規定が準用される。

図表2 二次使用料規程の策定プロセスの概要



(注)利用者代表は、二次使用料規程に記載される利用区分において、利用者の総数に占める割合、利用者が支払った二次使用料の総額に占める割合その他の事情から当該利用区分における利用者の利益を代表すると認められる団体又は個人を指す。

(出所)改正案、文化庁資料等より筆者作成

(3) 関連する他の制度との比較

二次使用料を受ける権利とこれに係る指定団体制の仕組みは、実演家及びレコード製作者に既に設けられている放送・有線放送の二次使用料を受ける権利や、著作権等管理事業法²²の下で実施されている指定著作権等管理事業者²³に係る制度を踏まえて設計されており、これら関連する主な権利の概要は図表3のとおりである。

図表3 関連する主な権利の概要

	著作権者の権利 (演奏権等)	実演家及びレコード製作者の権利	
		レコード演奏・伝達権	放送・有線放送の 二次使用料を受ける権利
権利の対象	音楽の著作物	商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。）に固定された実演又は音	商業用レコード（送信可能化されたレコードを含む。）に固定された実演又は音
利用者	公の演奏、公衆送信、公の伝達を行う者	公の再生（演奏の一形態）、公の伝達を行う者	放送事業者等
権利の性格	許諾権	報酬請求権	報酬請求権
保護期間	作者の死後70年	実演後70年、レコード発行等の後70年	実演後70年、レコード発行等の後70年
権利行使の方法	権利委託による集中管理（個々の権利者は委託せず単独で権利行使することも可能）	指定団体制（個々の権利者は単独では権利行使できない。）	指定団体制（個々の権利者は単独では権利行使できない。）
協議義務	利用者代表と協議 ※指定著作権等管理事業者による集中管理の場合	利用者代表と協議	放送事業者等と毎年協議
(協議対象)	使用料規程	二次使用料規程	二次使用料の額
文化庁長官の裁定	協議が成立しないとき ※指定著作権等管理事業者による集中管理の場合	二次使用料規程案の公示から6月を経過しても協議が成立しないとき	協議が成立しないとき

(出所)改正案、著作権等管理事業法等より筆者作成

²² 2000年法律第131号。著作権等を管理する事業の適正な運営を確保するため、当該事業を行う著作権等管理事業者について登録制度を実施することなどを定めた法律。

²³ 使用料額の水準に対する影響力が大きいものとして文化庁長官が指定した著作権等管理事業者。使用料規程について利用者代表からの協議の求めに応じること等、通常の著作権等管理事業者にはない義務が課される。音楽の著作物に関してはJASRACが指定されている。

4. 主な国会論議

(1) レコード演奏・伝達権を創設する理由及び期待される効果

委員からは、なぜレコード演奏・伝達権を創設するのか、創設によりどのような効果を期待しているのかが問われた。文部科学大臣は、レコード演奏・伝達権の創設により我が国の実演家等に対して国内及び海外から対価が支払われ、適切な対価還元が期待されること、また、適切な対価が得られるようになれば、実演家等の活動の新たなインセンティブが生じ、特に我が国の音楽やアーティストの海外展開の促進にもつながると考えている旨答弁した。加えて文化庁は、レコード演奏・伝達権の創設による諸外国との収支の見込みとして、2025年度の委託調査²⁴による試算では、2024年にレコード演奏・伝達権が創設されていたと仮定した場合、2024年には諸外国から得られる収入が約24億円、諸外国に支払う支出が約16億円で、約8億円の黒字になると推計され、2034年には諸外国から得られる収入が約51億円、諸外国に支払う支出が約26億円で、約25億円の黒字になると推計された旨説明した²⁵。

関連して、委員からは、諸外国²⁶と比べて我が国はレコード演奏・伝達権の導入が遅いと言えるとして、なぜレコード演奏・伝達権の創設がこのタイミングとなったのかが問われたものの、文化庁は、レコード演奏・伝達権が広く海外で導入されたこと、我が国においても公の場で商業用レコードが広く利用されるようになったこと、こうした状況の変化や我が国の音楽やアーティストの海外展開の促進、実演家等への対価還元の促進といった観点等を踏まえ、文化審議会において審議いただき、その報告を踏まえ、今国会に改正案を提出した旨答弁するにとどまった²⁷。

(2) 適正な二次使用料の設定

委員からは、改正案の趣旨である音楽コンテンツの海外展開の促進につなげるため、著作権者への対価や、海外における実演家及びレコード製作者への対価も踏まえつつ、適正な二次使用料を設定することが必要である旨指摘がなされた。これに対して文化庁は、実演家等への適切な対価還元を図り、我が国の音楽、アーティストの海外展開の促進につなげるため、適正な二次使用料を設定することは重要であると述べつつも、二次使用料は、改正案の成立後、指定団体において具体的に検討し、利用者側との協議等を経て確定することとなる旨説明した。その上で、検討の際には、音楽著作権管理事業者における状況や諸外国の事例等、様々なものを参考とすることと考えている旨述べ、文化庁としては、改正案の趣旨等を踏まえつつ、必要に応じて関係者間の調整に努めるなど、適切に対応していく旨答弁した²⁸。

²⁴ 三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社「レコード演奏・伝達権に係る国際収支に関する調査研究」(2025. 11)

²⁵ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号 (2026. 6. 3)

²⁶ 文化庁の委託調査(三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社「商業用レコードの利用に係る権利に関する諸外国調査」(2024. 3))によれば、近年、アジア地域では、韓国が2009年に、中国が2020年に、シンガポールが2021年にそれぞれ法改正を行い、レコード演奏・伝達権を導入している。

²⁷ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号 (2026. 6. 3)

²⁸ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号 (2026. 6. 3)

また、委員からは、二次使用料の設定に当たって、政府はいかなる基準を示すのか、また、諸外国の二次使用料と比較した場合、我が国における二次使用料の水準はどの程度となることを想定しているのか政府の見解が求められた。文化庁は、政府として二次使用料の額の基準を示すことは想定していないこと、また、諸外国においては各国の制度に基づき徴収が行われ、どのような区分を設けるかなども含め、その設定方法は様々であり、一概に比較することは困難である旨答弁しつつ、その水準に関する参考として、音楽著作権管理事業者が現に徴収しているBGM使用料の額²⁹に言及した。なお、政府が基準を示さないことに関し、委員からは、諸外国でも示されていないのか問われたが、文化庁は、正確なデータは手元にはないとしつつ、諸外国においても様々である旨説明した³⁰。

加えて、委員からは、分科会報告書において、利用者負担が商業用レコードの利用の妨げとなり、音楽を利用した活動を萎縮させることなどが無いよう、権利者側が適切な配慮を講じていくことが重要とされていることに関連し、例えばAIで生成した音楽をBGMとして流すケースも増え得るとして、こうした不安や懸念に対する大臣の見解が求められた。文部科学大臣は、生成AIの発展により、音楽の利用状況や実演家等への対価還元にも様々な変化が生じ得ると考えている旨述べ、BGMの利用者にとって過度な負担が生じ、商業用レコードの利用が妨げられないよう、適切な配慮について検討を促すなど、文化庁において指定団体に対して適切に指導・助言等を行い、音楽が広く国民の近くにある環境を維持していきたい旨答弁した³¹。

（３）二次使用料の対象とならない利用行為の明確化

二次使用料を受ける権利は、営利を目的とせず、かつ、聴衆・観衆から料金を受けずに公に再生した場合等に適用しないとされているところ、委員からは、現在の著作権者の権利に関しても同様の権利制限規定があるが、祭礼や地域イベント、自治会や福祉活動、PTA活動等の現場では、どこまでが非営利に該当するのか分かりにくいとの声があるとして、著作権法における営利を目的としないとは何を指すのか問われた。文化庁は、ここでいう営利とは、一般論として、反復継続してその著作物の利用行為自体から直接的に利益を得る場合又は行為が間接的に利益に具体的に寄与していると認められる場合を指すと考えられている旨答弁しつつ、個別の利用行為が営利を目的とせずとの要件を満たすか否かについては、権利者と利用者との間の法律関係に係る問題であり、具体的な事実関係に即して個別に判断される旨説明した³²。

こうした説明について、委員からは、最終的な解釈は司法判断によるとしても、実務上は、利用者が著作権等管理事業者からの個々の説明をもって判断する場面も少なくはなく、その結果として、地域活動や文化活動の主催者が必要以上に音楽の利用を控える、あるいは法的リスクを懸念して萎縮するとの声があるとして、利用者の予見可能性を高める必要

²⁹ 例えば営業面積500㎡以下の利用施設が自ら包括的利用許諾を結ぶ場合の年間使用料は6,000円、音源提供事業者のサービスを利用している場合には、その料金の1%とされていると説明した。

³⁰ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026.6.3）

³¹ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第11号（2026.6.16）

³² 第221回国会参議院文教科学委員会議録第11号（2026.6.16）

性が指摘された。これに対して文部科学大臣は、個々の著作物の利用行為が権利制限規定に該当するか否かは、著作権者と著作物の利用者との間の私法上の関係の問題となり、行政機関の判断により一義的に定まるものではなく、最終的には個別の具体的事例に即し、司法の場で判断されるものであると改めて説明しつつも、非営利をどう捉えるのかについて現場は悩んでいるという問題意識は共有したい旨、また、過度な自主規制や不安が生じないようにすることは大変重要である旨述べ、著作権法の仕組み等の分かりやすい啓発を通じて、こうした自主規制や不安が生じることがないように努めたい旨答弁した³³。

参議院における附帯決議³⁴では、「利用者が負担する使用料の公平性及び制度運用の透明性を確保する観点から、著作権法第三十八条における「非営利」「無料」「無報酬」の要件について、その解釈及び適用範囲の明確化を図るとともに、その内容の周知に努めること」が求められている。

（４）二次使用料の設定における小規模事業者等への配慮

委員会においては、実演家等への対価還元は重要である一方、二次使用料は飲食店等の店舗のほか、地域で活動する文化団体等にも関わるものであり、小規模事業者や文化団体等への配慮が必要であるとの意見が相次いで示された³⁵。

文化団体に関しては、委員から、文化の裾野を広げ、子供たちが文化芸術に触れる機会をつくり、地域の文化を支える公益的な役割を担っており、過大な負担がかかることで、公演や発表会等の活動が萎縮してしまうようなことはあってはならないとの指摘がなされ、公益的な活動を行う文化団体等に対するきめ細やかな緩和措置を検討した上で、当該措置をどのように実演家等への対価還元と両立させていくのか問われた。文部科学大臣は、二次使用料は、改正案の成立後、指定団体において具体的に検討し、利用者側との協議等を経て確定することとなる旨説明しつつ、その検討に当たっては、小規模事業者等の利用者側の負担にもきめ細かく配慮することが重要であるとの認識を示し、公益的な文化団体等への配慮と実演家等への対価還元の両立が図られるよう、文化庁において指定団体の取組を後押しするとともに、積極的に両者の調整を図り、利用者、実演家双方の納得を得られる制度にしていきたい旨答弁した³⁶。

こうした説明に関して、委員からは、指定団体が定める二次使用料規程において小規模事業者等への配慮がなされることを政府として具体的にどのように担保していくのかが問われたものの、文部科学大臣は、文化庁において必要に応じて関係者間の調整に努めるなど、適切に対応したい旨答弁するにとどまった³⁷。

参議院における附帯決議では、「飲食・小売業等の小規模店舗や公益的な活動に取り組む

³³ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

³⁴ 参議院文教科学委員会の附帯決議（2026. 6. 16）。全文は、参議院ウェブサイト（以下URL）を参照された。
〈https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/current/f068_061600.pdf〉

³⁵ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026. 6. 3）、第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

³⁶ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026. 6. 3）

³⁷ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

文化芸術・スポーツ団体等の負担軽減を図るため、店舗面積や収容人数等に応じた低廉な料金設定や、支払の減額・免除、段階的な導入など、実効性のある緩和措置を講ずること³⁸」や「学校教育や医療施設、高齢者・障がい者福祉施設等における日常的な音楽利用については、国民が文化芸術にアクセスできる機会が損なわれることのないよう、例外規定の適切な運用や減免措置の拡充等、現場の教育・医療・福祉活動の維持に向けた、きめ細やかな配慮を行うこと」が求められている。

（５）二次使用料規程の策定プロセスにおける利用者の意見反映

二次使用料規程の策定プロセスにおいて、指定団体は各利用区分の利用者代表からの協議の求めに応じる義務が課されている。この利用者代表は、利用者数や支払額のシェア等により判断するものとされており、業界をまとめる統括団体等が想定されている。

委員からは、業界団体への加入率が低い中小零細事業者は協議の場にも実質的に参加できないおそれがあるとして、こうした事業者の意見が二次使用料規程に適切に反映される仕組みをどう担保するのか、政府の方針が問われた。文部科学大臣は、改正案において指定団体は、二次使用料規程の案を作成する際に利用者等から意見を聴取するように努めなければならないと、また、作成した二次使用料規程の案を公表した後、利用者代表から協議の求めがあった場合にはこれに応じなければならないことに加えて、利用者代表は、指定団体との協議に際して、当該利用区分における他の利用者から意見を聴取するよう努めなければならないこととしている旨説明し、これらの手続を通じて、中小事業者も含めた幅広い利用者からの意見が適切に反映されていくと考えている旨答弁した³⁹。

こうした説明に関し、委員からは、利用者代表という枠組みは、著作権等管理事業法において既に導入されているものの、音楽の利用形態が多様化する中、この仕組みが引き続き十分に機能するか、しっかりと注視していく必要があるとの指摘がなされ、利用者の意見を十分に反映し、利用者の納得を得るプロセスが形骸化しないよう、どのように指定団体を監督していくのか、大臣の見解が求められた。文部科学大臣は、二次使用料規程の策定プロセスを改めて説明するとともに、その中で可能な限り利用者の幅広い意見が反映されるよう、文化庁において必要な調整等を行うことにより、委員から指摘された懸念にできる限り応えていきたい旨答弁した⁴⁰。

参議院における附帯決議では、指定団体に対して「二次使用料規程の作成等に当たって、権利者への適切な対価還元の実現を利用者の負担への配慮と両立させる観点から、幅広い利用者の意見に真摯に向き合うとともに、利用者代表との協議に丁寧に対応すること」が求められている。

（６）二次使用料の適正かつ円滑な徴収

委員からは、放送・有線放送の二次使用料と異なり、新たな二次使用料は支払をしなけ

³⁸ 衆議院文部科学委員会の附帯決議（2026. 6. 3）においても同趣旨の要請がなされている。

³⁹ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026. 6. 3）

⁴⁰ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第11号（2026. 6. 16）

ればならない利用者が多数に上り、利用形態も多種多様であるため、著作権分科会においても、新たな二次使用料の徴収に要する事務的費用が二次使用料の徴収額を上回る、いわゆる「費用倒れ」の状態にならないかが重要な論点の一つであったことが述べられた。その上で、徴収コストを縮減するとともに、利用者の支払に係る事務負担を減らすべく、既に使用料を徴収している音楽著作権管理事業者、その中でも影響力の大きいJASRACとの連携や徴収窓口の一本化の必要性をどう考えるか、政府の認識が問われた。文化庁は、利用者の手続きができるだけ簡素であることは重要であるとの認識を示しつつも、実演家及びレコード製作者は著作権者とは別の主体である旨、著作権分科会においては、実演家及びレコード製作者の団体が音楽著作権管理事業者との連携を検討していることを報告した旨説明し、連携・協力の在り方は、これらの団体・事業者間で今後検討される必要がある旨述べた上で、文化庁としても、利用者にとってできるだけ簡素な手続となるよう、諸外国の事例⁴¹等を参考にしつつ、指定団体に対して必要な助言等を行いたい旨答弁した⁴²。

また、二次使用料の徴収に関しては、分科会報告書において、統括団体との包括契約等を通じた徴収の実施に向け必要な体制の構築を進めることなどが示されているところ、委員からは、統括団体に加入する事業者のみが二次使用料の負担を強いられ、非加入者が実質的に負担を逃れるという不公平が生じる可能性が指摘され、徴収の公平性をどのように確保するのか問われた。文化庁は、不公平が生じないように徴収の仕組みを構築していくことは大変重要であると考えている旨述べつつ、公平かつ円滑な徴収がなされるよう指定団体に対し必要な助言等を行っていく旨説明した⁴³。

関連して、委員からは、一部の店舗等において、個人向けの音楽ストリーミング配信サービスが利用規約に反して商業利用されている場合があるとして、この場合の二次使用料の徴収について政府の見解が問われた。文化庁は、送信可能化されたレコードも権利の対象に含まれるため、個人向けのストリーミング配信サービスの利用や、動画共有プラットフォームにおいて配信されている商業用レコードを用いた動画の利用により、公衆に音楽を聴かせる場合等には、権利者は二次使用料を徴収することができると考えている旨答弁した⁴⁴。

参議院における附帯決議では、政府に対して「二次使用料の徴収が適正かつ円滑に実施されるよう、関係者間の調整に努めること⁴⁵」、「特に、二次使用料の支払に係る利用者の事務負担を減らすとともに、二次使用料の徴収が「費用倒れ」となることを防ぐ観点から、指定団体と音楽著作権管理事業者の連携が十分に図られるよう、緊密な協力関係の構築に

⁴¹ 文化庁の委託調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「商業用レコードの利用に係る権利に関する諸外国調査」（2024.3））によれば、ドイツにおいては著作権者の団体に徴収が委託されており、イギリスや韓国においては、著作権者との合併団体等によって徴収が行われている。

⁴² 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026.6.16）

⁴³ 第221回国会衆議院文部科学委員会会議録第12号（2026.6.3）

⁴⁴ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026.6.16）。答弁を踏まえ、委員からは、個人向けの音楽配信サービスは商業利用を想定しておらず、音楽配信サービス事業者との包括契約を通じた徴収は現実的ではないため、海外の事例も参考にしながら、どのように対応するのかしつかり検討を進めてもらいたい旨指摘がなされた。

⁴⁵ 衆議院文部科学委員会の附帯決議（2026.6.3）においても同趣旨の要請がなされている。

向けた指定団体の取組を後押しすること」が求められている。

（７）二次使用料の正確かつ公平な分配

現在、音楽著作権管理事業者による使用料の分配においては、利用者から全ての利用楽曲の報告を求めることが難しい場合、一部の利用実績を抽出して全体を推計するサンプリング調査が用いられている⁴⁶。委員からは、こうしたサンプリング調査だけでは、中小独立系のアーティストの楽曲が利用実績から漏れ、過少分配となる懸念が示され、デジタル技術も活用しつつ、二次使用料を全ての権利者に正確かつ迅速に分配する体制をどのように構築していくのか、政府の見解が求められた。文化庁は、多様な実演家等に対して正確な分配を行うためには、利用楽曲情報をできる限り把握することが重要である旨述べ、デジタル技術を活用した把握精度の向上等、正確な分配が図られるよう指定団体に対し必要な助言等をしていく旨答弁した⁴⁷。

また、委員からは、デジタル技術を活用した利用実績に基づく正確かつ公平で適切な分配の仕組みの導入を、指定団体の指定要件や二次使用料規程の届出条件とすることについて、大臣の見解が求められた。文部科学大臣は、利用実績の把握や分配の具体的な仕組みは、必要なコスト等も踏まえながら指定団体において検討されるものであるとして、文部科学省としては、特定の方法を法令等で義務付けるのではなく、デジタル技術を活用した把握精度の向上等、適切な分配の仕組みが検討・構築されるよう、指定団体に対し必要な助言等を行っていく旨答弁した⁴⁸。

加えて、委員からは、サポートミュージシャンを含む、音楽を提供するために必要なサポートを行う様々なスタッフへの公平・公正な分配に向けた仕組みの検討状況が問われた。文化庁は、具体的に検討していることはない旨述べ、まずは指定団体において検討することとなる旨説明しつつ、指摘された点をできる限り実現するよう、指定団体に対してしっかりと指導・助言していきたい旨答弁した⁴⁹。

参議院における附帯決議では、政府に対し、「若手や個人で活動する実演家を始め、全ての実演家等へ迅速かつ正確に対価が還元される持続可能で公平な仕組みを構築するよう」指定団体を「指導・監督すること」、「特にＡＩ楽曲識別技術の導入等によるＤＸ化や、相談窓口の設置など体制整備を促すこと」が求められている⁵⁰。

（８）二次使用料の徴収・分配の透明性の確保

委員からは、二次使用料がどの程度公平に徴収され、どれほどの額が実演家等に分配されているのかといった透明性は、利用者の納得を得る上で、また、個々の実演家等が自身の作品の利用状況及びそれに応じた分配状況を確認する上で極めて重要であることが指摘された。その上で、指定団体に対し、総徴収額、権利者への分配額、管理手数料、権利者

⁴⁶ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026.6.3）

⁴⁷ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第11号（2026.6.16）

⁴⁸ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第11号（2026.6.16）

⁴⁹ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第11号（2026.6.16）

⁵⁰ 衆議院文部科学委員会の附帯決議（2026.6.3）においても同趣旨の要請がなされている。

不明等による未分配額、海外との受け払い状況等について詳細な情報開示を求めるのか、また、徴収、管理、分配の各過程における透明性を担保するためにどのような指導・監督を行うのか、大臣の見解が求められた⁵¹。

文部科学大臣は、指定団体による二次使用料の徴収、管理、分配の透明性を確保することは制度の信頼性を担保する上で重要な課題であるとの認識を示したが、具体的には改正案の成立後、指定団体が検討・構築することとなる旨答弁した。その上で、既に放送における商業用レコードの利用について権利者に分配する仕組み⁵²があり、こうした例が参考になるのではないかと考えている旨述べつつ、改正案の成立後に定める政省令において、二次使用料の分配方法等に関する事項を指定団体の業務規程に定めさせ、文化庁長官に届出をさせること、二次使用料関係業務に関する事業報告書や収支決算書を作成し、文化庁長官に提出させるとともに、公表させることなどを規定することを検討している旨説明し、こうした仕組みを通じて、指定団体が透明性の高い分配の仕組みを構築するよう、適切に指導・監督を行っていききたい旨答弁した⁵³。

参議院における附帯決議では、「二次使用料の支払に関し、利用者を始めとする国民の幅広い理解を得ることができるよう、二次使用料の徴収額・分配額・管理経費・未分配額等の状況をできる限り詳細に公表するとともに、海外との収支の状況等の情報開示を行うなど、二次使用料の透明性の確保に努めること」が求められている。

（９）周知・啓発の具体的な方法

委員会においては、著作権法の仕組みは非常に複雑であるが、改正案による新たな制度の定着には利用者側の理解が不可欠であり、なぜ実演家やレコード製作者への対価還元が必要なのかという制度の本質を理解いただくことが重要であるとして、そのための周知・啓発の徹底が必要であるとの指摘が相次いだ⁵⁴。

委員から周知・啓発の具体的な方法を問われた文部科学大臣は、改正案の成立後、文化庁において、実演家等の権利者の協力も得ながら、SNS等、様々な広報媒体を利用したり、利用者の団体と連携するなどして、レコード演奏・伝達権の趣旨等について分かりやすく周知するとともに、指定団体等からも十分な周知が行われるように必要な助言等を行っていききたい旨答弁した⁵⁵。

こうした答弁に対し、委員からは、文化庁のウェブサイトやSNSの活用は重要であるものの、普段これらと関わりがない店舗や事業者等の利用者がわざわざこうした媒体を見

⁵¹ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

⁵² 放送・有線放送の二次使用料に関しては、委員から、実演家及びレコード製作者それぞれの指定団体がウェブサイト上で徴収額を公表しており、総額の推移などは示されているものの、どの程度公平に徴収されているのか、どれほどの額が実演家等に分配されているのかといったことは読み取れないことが述べられ、プライバシーの観点等から全てを開示すべきではないものの、改善の余地があると指摘された（第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16））。

⁵³ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

⁵⁴ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026. 6. 3）、第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

⁵⁵ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026. 6. 3）

るのかは疑問が残るとして、そうした店舗や事業者と普段から接点のある関係省庁との連携が重要であり、具体的にどのように連携を図るのが問われた。文部科学大臣は、改正案の成立後、文化庁において、関係省庁や権利者及び利用者の団体等に通知を行うとともに、利用者を始めとする国民への周知、広報への協力を要請することを検討している旨説明し、各省庁を始めとした幅広い関係者に協力を依頼していきたい旨答弁した⁵⁶。

参議院における附帯決議では、その第一項目において、「新たに二次使用料の支払が必要となる利用者が多数かつ幅広く存在することを踏まえ、本改正の趣旨や内容等について、幅広く丁寧な説明、周知を行うこと」が求められている⁵⁷。

(10) 実演家が関わる取引の適正化

実演家と芸能事務所やレコード会社、放送事業者等の取引においては、その一部に優越的地位の濫用等の独占禁止法上の観点から問題となり得る行為が確認されている⁵⁸。委員からは、改正案で対価の分配が進んでも、芸能事務所等との契約が適正でなければ対価は本人に届かないこと、また、個人やフリーランスの実演家は芸能事務所等との力関係等により立場上の不安を抱えやすいことが述べられた。中でも過去の音楽作品に関しては、契約から10年以上が経過し、サブスクリプション型の音楽配信⁵⁹の台頭等により音楽作品の利用形態や収益構造が大きく変化しているにもかかわらず、契約の再交渉に応じてもらえない、対価還元が不十分であるといった声が関係団体に寄せられていると指摘された。その上で、こうした契約実態をどのように把握しているのか、また、今回の改正を機に、レコード会社や芸能事務所等に対し、実演家との再契約、再交渉の機会の確保や適正な分配を促すべきではないか問われた⁶⁰。

文化庁は、サブスクリプション型の音楽配信に関しては、一般的にレコード会社が実演家から権利の譲渡を受け配信事業者との間で個別契約を行い、実演家はレコード会社から対価を受け取る場合が多いものの、実演家に支払われる対価は、レコード会社との契約内容に加え、配信事業者の規模により異なっていると承知している旨説明し、実演家に対し適切に対価還元が行われるような適正な契約が結ばれることが重要であり、文化庁としても、引き続き、実態把握や適正な契約の重要性に関する関係者への研修会の実施等に努めたい旨答弁した⁶¹。

参議院における附帯決議では、「実演家等が関わる音楽・放送番組等の分野での取引の一部について、優越的地位の濫用等の独占禁止法上の観点から問題となり得る行為が確認さ

⁵⁶ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

⁵⁷ 衆議院文部科学委員会の附帯決議（2026. 6. 3）の第一項目においても同趣旨の要請がなされている。

⁵⁸ 公正取引委員会「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書」（2024. 12）。例えば、芸能事務所との取引に関しては、実演家に対するヒアリング調査において、報酬額等の変更を求めても交渉に応じてくれない、事前に説明されていないにもかかわらず経費等が契約上の報酬から差し引かれる等といった回答があったとされる。

⁵⁹ ストリーミング配信サービスの一形態であり、月額料金等を支払うことにより、契約期間中、音楽のストリーミング配信を受けることができる。

⁶⁰ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

⁶¹ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

れ、取引の適正化が求められていることを踏まえ、新設される権利による実演家等への対価還元の状況について、関係府省庁と連携しつつ、事後評価を実施すること」が求められている。

(11) 「バリュー・ギャップ」の解消

委員からは、近年、実演家等が受け取っている様々な使用料等は全体として減少傾向にあり、その理由の一つに、音楽市場が世界的にストリーミング配信サービス中心に移行している中、ストリーミング配信サービスでは、大手事業者ほど実演家等への対価が少ないという「バリュー・ギャップ」の課題があると指摘された。この課題は文部科学省だけで解決することはできないものの、実演家等を始めとする文化芸術分野のあらゆる担い手に大きな影響を及ぼす問題であることから、文化の発展と継承を所掌する文部科学大臣はしっかり向き合う必要があるとして、今回の改正を機に「バリュー・ギャップ」の解消に向けた政府の取組を文部科学省がリードすることについて、大臣の見解が求められた⁶²。

文部科学大臣は、大変重要な指摘であるとの認識を示し、これまで著作権分科会においても審議がなされ、関係者からヒアリング等が行われたことを説明し、その結果、著作権等管理事業者とデジタルプラットフォーム事業者との具体的な交渉や契約内容について、クリエイターに開示がなされておらず、対価還元の仕組みや計算方法が不透明であるなどの課題が指摘されている旨述べた。実演家等の文化芸術の担い手に適切に対価還元が行われるためには、透明性の高い適正な契約が結ばれることが重要であるとして、引き続き、文部科学省として、経済産業省や公正取引委員会等の様々な省庁と連携しながら適正な契約の重要性等についての周知や実態把握等に努めるとともに、どのような形でより適正な対価還元が実現できるのか、今後も考えていきたい旨答弁した⁶³。

参議院における附帯決議では、「いわゆる「バリュー・ギャップ」等の課題が指摘されていることを踏まえ、D X時代に対応した音楽を始めとするコンテンツの権利保護と適切な対価還元方策について、引き続き検討すること」が求められている。

(12) 施行後の検証及び見直し

委員からは、我が国においてレコード演奏・伝達権は新たな権利であり、改正案の施行後も予期せぬ影響が生じ得ることから、施行後の一定期間における実態把握や影響評価の枠組みを設け、必要に応じて見直しを行うこと等が重要であり、こうしたことを法律等に明記する考えがあるのか、大臣の見解が求められた。文部科学大臣は、改正案は条約に位置付けられているレコード演奏・伝達権を創設することを内容とするものであり、創設される権利に関する見直し規定等を設けることはしていない旨説明するとともに、指定団体が定める二次使用料規程は、一度策定された後も、利用者側から変更を求められた場合には指定団体が協議や調整を行わなければならないことから、必要に応じて見直しが行われる仕組みとなっており、文部科学省としては、指定団体と利用者側との協議や調整状況等

⁶² 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

⁶³ 第221回国会参議院文教科学委員会会議録第11号（2026. 6. 16）

の運用の実態を適切に把握するとともに、両者の協議、調整が円滑に行われるよう、必要に応じて助言等を行うなど適切に対応したい旨答弁した⁶⁴。

こうした答弁に対しては、委員から、指定団体による二次使用料規程の細かい調整・見直しではなく、法制度全体の検証が必要である旨の指摘がなされた⁶⁵。改めて、委員から、施行後3年を目途とした制度の運用状況等の検証と必要に応じた制度の見直しの必要性について見解を求められた文部科学大臣は、上記答弁を繰り返しつつも、施行後も、文化庁において状況の把握に努めるとともに、指定団体に対する指導・助言、その他の必要な対応を行いたい旨述べた上で、なお、施行後において権利行使の仕組みに大きな状況等の変更が生じた場合には、見直しも含め、必要な検討を行いたい旨答弁した⁶⁶。

参議院における附帯決議では、「本法施行後三年を目途として、その運用状況、実演家等への利益還元の状況、利用者負担の状況、海外との権利使用料の受払状況及びコンテンツ産業の発展への効果について検証を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて徴収・分配等に係る制度の見直しその他の措置を講ずること」が求められている。

5. おわりに

改正案は、衆参いずれの委員会においても全会一致で可決され⁶⁷、提出から約1か月というスピード⁶⁸で成立した。委員会においては、改正案による実演家等への対価還元の必要性についての指摘が相次いでなされ、その早期実現に向けた期待は大きい。一方、新たな権利による対価還元は利用者の負担と表裏一体の関係にあり、委員会においては、利用者の不安や懸念を踏まえた質疑も多く行われたが、制度の詳細は指定団体の定める二次使用料規程に委ねられ、こうした不安や懸念を十分に解消するには至らなかった。レコード演奏・伝達権は条約上の権利であり、権利者に先んじて政府がその具体的な内容を細かく定めるべき性質のものではないものの、利用者を始めとする国民の幅広い理解を得ることが極めて重要であることは、文部科学大臣も委員会において重ねて述べたとおりである。

改正案は3年以内に施行することとされているが、その準備行為として、指定団体の指定等は施行前にも行うことが可能である。3年は必ずしも長い期間ではない。政府においては、委員会での指摘を踏まえつつ、まずは指定団体を適切かつ迅速に指定し、制度の青写真を早急に示すよう促すなど、利用者側との円滑な協議の開始に向けた環境整備に速やかに取りかかることが求められよう。今後の政府と指定団体の動向を注視したい。

(すずき けんた)

⁶⁴ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026.6.3）

⁶⁵ 第221回国会衆議院文部科学委員会議録第12号（2026.6.3）

⁶⁶ 第221回国会参議院文教科学委員会議録第11号（2026.6.16）

⁶⁷ 衆参いずれの附帯決議も全会一致で可決された。なお、衆議院本会議においては全会一致で、参議院本会議においては社会民主党所属議員を除く議員の賛成多数で可決している。

⁶⁸ 近年の著作権法改正は、いずれも法律案の提出から2か月程度を掛けて成立している。改正案は、2026年4月1日以降に成立した今国会の内閣提出法律案の中で、提出から成立までに要した日数が最も少ない法律案の一つとなった。